

第3回秋田市公文書管理条例（仮称）検討委員会会議録

1 日 時 平成24年5月23日（水曜日）
午後2時30分～午後5時25分

2 会 場 秋田市役所議場棟第四委員会室

3 出席者

（委員会） 池 村 好 道 委員
石 塚 博 史 〃
小 松 大 秀 〃
斎 藤 純 一 〃
藤 盛 節 子 〃
古 谷 薫 〃
渡 辺 英 夫 〃

※高橋秀晴委員は所用により欠席、石塚委員は途中から出席

（事務局） 総務部副理事兼文書法制課長 中 島 修
文書法制課参事 嶋 貢
〃 副参事 西 谷 隆
〃 主席主査 澤 田 石 真
〃 主席主査 熊 谷 みゆき
〃 主査 佐 藤 康 直
〃 主事 菅 原 忠
〃 主事 小 野 俊 和
〃 主事 佐 野 景 一

4 案件

- (1) 案件① 第2回検討委員会会議録について
- (2) 案件② 第2回検討委員会での検討指示事項について
- (3) 案件③ 条例案の概要等について
- (4) その他

第3回秋田市公文書管理条例（仮称）検討委員会会議録

- 事務局(熊谷) | ただいまから、第3回秋田市公文書管理条例（仮称）検討委員会を開催する。最初に、鎌田委員に代わり4月1日から石塚総務部長が委員となったことを報告する。では、以降の進行は、会長から進めていただく。
なお、会議の終了は、おおむね午後5時とするので協力をお願いする。
- 池村会長 | それでは、議事に入る。議事の(1)案件①「第2回検討委員会会議録について」事務局から説明願う。
- 事務局(澤田石) | (案件①に基づき説明)
- 池村会長 | ただいまの説明に対し、質問はあるか。
ないようなので、説明のとおり第2回検討委員会会議録について修正を行う。
- 池村会長 | 次に、議事の(1)案件②「第2回検討委員会での検討指示事項について」事務局から説明願う。
- 事務局(澤田石) | プロジェクターを用いて、資料1「条例における公文書の概念」を参考にスクリーンに映しながら、前回検討するよう指示があった点について説明を行わせていただく。
(「条例における公文書の概念」に基づきプロジェクターで説明)
- 池村会長 | ただいまの説明に対し、質問はあるか。
- 渡辺委員 | 公文書管理条例逐条解説の26ページ上から6行目によると、「司法、立法から国立公文書館に移管されたもの」、「法人等又は個人から国立公文書館等に寄贈・寄託されたもの」を併せて特定歴史公文書等と定義されている。これは、歴史公文書等に加えて、寄贈された文書も含めて全体として特定歴史公文書となるという意味なので、資料1の下部の「特定歴史公文書等」の下に括弧書きで「(歴史公文書等)」と書かれているが、これについては削除すべきでないか。
- 事務局(澤田石) | 「併せて」という表現は、歴史的に重要な文書が保存期間を終えて移管されたものに、「個人から寄贈・寄託されたもの」を併せて

特例歴史公文書等とするということである。

また、歴史公文書等は、移管又は寄贈・寄託されて特定歴史公文書等となったものと、それになる前の歴史的に重要な文書を併せたものである。そのため、歴史公文書等の方が範囲が広く、特定歴史公文書等の方が範囲が狭いものとなっている。

渡辺委員 ということは、特定歴史公文書等というのは、昔は歴史公文書等であった、という認識になるのか。

事務局(澤田石) 「昔は」というより、特定歴史公文書等もまた、歴史公文書等の中に含まれているということである。歴史的に重要な現用文書と移管された非現用文書である特定歴史公文書等を併せて歴史公文書等となる。

渡辺委員 私は違うのではないかと思います。現用、非現用を問わず歴史的に重要な文書が歴史公文書等となり、その中から選別されたものが特定歴史公文書等となり、それに個人や団体から寄贈されたものも含めて、歴史的に重要な資料が特定歴史公文書等になるのではないか。

事務局(澤田石) そのように解釈して差支えない。

渡辺委員 そうであれば、誤解を招きかねないため、やはり資料1の最下段の（歴史公文書等）という文言は削除した方がよいのではないか。

池村会長 特定歴史公文書等も含めて歴史公文書等という表現があることについては、制度の造りが保存、利用、廃棄等を併せて規定するものになっていることから、範囲を大きく取らなければいけないという背景があり、そのために表現が紛らわしいものになってしまったと思われる。

事務局(澤田石) 「特定歴史公文書等」の文言の下に（歴史公文書等）という文言を入れないと、特定歴史公文書等は、歴史公文書等に含まれないこととなり、現用文書や私文書の中で歴史的に重要な文書だけが歴史公文書等ということになってしまう。

池村会長 移管する前に、保存のための措置を講じなければならない。そうになると特定歴史公文書等の範囲だけでなく、歴史公文書等という範囲まで押し広げる必要が出てくるので複雑な構造となっている。

渡辺委員 了解した。もう一点だが、左側の私文書の枠で「歴史公文書等」

という文言の中に、「公文書」という言葉が入っているのでは誤解を招きかねないのではないだろうか。「公」という言葉を使わず、「歴史的に重要な文書」などの言い方にしたほうが良いのではないか。

事務局(澤田石) 歴史公文書「等」という表現を用いることにより、対応できるものと考えている。

池村会長 検討指示事項1の(3)、「検討の結果」欄において3点が列記されている。一つ目は公文書の移管、二つ目は美術大学等からの移管、三つ目は法人、個人等からの寄贈と思われるが、そうすると市の公的団体から移管された文書はどれに該当するのか。法人からの移管に含めることもできるのかもしれないが、該当しない場合、公的団体からの移管の関係が欠けていると思われるので、新たに条例の規定を設けた方がよいのではないか。

池村会長 他に質問はあるか。
ないようなので、議事の(3)案件③「条例案の概要等について」について事務局に説明を願う。

事務局(嶋) 条例案の説明に入る前に、プロジェクターを用いて、条例(案)における公文書館機能の概要について説明を行う。
(公文書館機能の概要についてプロジェクターで説明)

池村会長 あらましについて説明していただいたところで、条例案の概要等について第14条から事務局に説明を願う。

事務局(西谷) (「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「公的団体が保有する歴史公文書等の保存および移管」について説明)

池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。

渡辺委員 既に市に寄贈されている文書については条例で規定されるようだが、今後、市に寄贈する予定の文書については、条例に規定されないのか。

事務局(嶋) 民間の保有していた文書が寄贈され、公文書となった後の利用・保存等の取扱いについては当該条例で規定するが、寄贈される前の文書については規定は特に設けていない。

渡辺委員	それでは、仮に個人が、自身の保有する文書を市に寄贈・寄託をしたいと相談があった場合、具体的には明德館や佐竹史料館、赤れんが郷土館などが窓口になるのか。そちらでは規定は定めているのか。
事務局(嶋)	要綱はあるが、具体的な条例や規則は定めていない。
事務局(中島)	私文書については、市に寄贈され、市が文書を取得した時点で特定歴史公文書等となり、条例の対象となる。今後、教育委員会とも調整していき、手続において混乱が生じないようにしていきたい。
渡辺委員	一つ留意していただきたいことがある。それは秋田市の歴史資料について、佐竹資料館では武家の資料を、赤れんが郷土館では町方の資料を扱っているが、村方の資料を扱っている施設がないのではないかとということである。村方の資料について寄贈・寄託があった場合に、規定が無く市で受入れられない、などということが無いように、教育委員会との話し合いの中では目配りしてほしい。
事務局(中島)	例えば森川源三郎(※明治・大正時代の篤農家)のように、市で既に資料を受け入れているものもある。これまでは、武家・町方・村方といった棲み分けがあると認識していなかったので、今後専門家の助言を受けながら、歴史資料についての受入れの基準について、規則、あるいは要綱の作成も視野に考えていきたい。
池村会長	寄贈・寄託については、条例の中に記載が無いわけではなく、定義や、利用請求の部分等、細かく読めば、それなりの位置づけはなされていると私は理解している。ただし、今の指摘は重要なものであるので、今後ルール化する際に考慮する必要があると思われる。 他に質問はあるか。
斎藤委員	資料の20ページ、下から3行目と4行目において、公的団体と公共団体という2種類の言葉が使われているが、何か使い分けがされているのか。
事務局(嶋)	公的団体のほうが正しい使い方であり、訂正をお願いしたい。
斎藤委員	もう一つ。公的団体とあるが、具体的にはどんな団体のどのような文書が特定歴史公文書等となり得るのか。
事務局(中島)	秋田市が出資している公的団体の中には、団体ができた経緯を記

す文書が必ずあるはずであり、そうした文書が特定歴史公文書等となる。また、指定管理者との間で結んだ契約や協定の文書も将来的には歴史的な価値を有する文書となる可能性がある。

池村会長

資料20ページの(3)の2について、特に必要な場合には市長が公文書管理委員会に意見聴取を求める規定がある。基になった国の法律では公文書館に意見を求められる規定であるが、こちらは公文書館が文書の専門家であることから、専門家の意見を積極的に聴取しようという意図で定められているものと思われる。

秋田市の場合は公文書館が無いが故に、意見聴取の対象が公文書管理委員会と定められているものと思われるが、どのような場合に公文書管理委員会への意見聴取を想定しているのか。

事務局(中島)

委員会の開催は、特に必要な場合に限るものであり、過度に開催するものではないと考えている。

例えば具体的には、市が全額出資している団体との関係では公文書の移管の依頼に対してその通りに協力してもらえるものと期待できるが、指定管理者との関係では必ずしも協力してもらえない可能性もあるので、協力を依頼する際に内容に説得力を与えるために、「専門家である公文書管理委員会からの意見も聴取した」という名目が必要となり得ることを考えている。

池村会長

他にないか。

ないようなので、第15条について事務局に説明を願う。

事務局(西谷)

(「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「特定歴史公文書等の保存等」について説明)

池村会長

ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。

渡辺委員

(1)において、「歴史資料として重要でなくなった」という表現がある。後で25条で定義が説明されているとはいえ、「文書の内容の価値基準により判断が下される」と誤解を招きかねない表現なので、あまり表に出す表現としてはよくないのではないか。

もう一点として、「(第25条の規定)」という書き方がされているが、括弧を用いず普通に文書として書くべきではないかと思う。

事務局(嶋)

前者の表現については、検討させていただきたい。後者の表現については、案の段階で冗長にならないように表現したものであり、規程として作成する際には適切に対応したい。

- 小松委員 (2)において「必要な場所において」という記述があるが、具体的にはどの展示施設のことを想定しているのか。
- 事務局(中島) ものによっては、教育委員会の施設を利用させてもらうことがある。また、公文書館は現時点では作る予定は無いが、新庁舎では利用請求窓口や大きな書庫を作ることを考えている。研修棟についても元々は撤去する予定だったが、現在でも5年ものや10年ものの文書を保管しているので、この先も必要な場所としての公文書館の役割を持たせるといった考えもある。
併せて、旧河辺町および雄和町の書庫も想定している。
- 小松委員 基本的には、展示施設で寄贈・寄託される資料は展示施設が公開や研究に活用できるものであるという認識なのだが、そうなるそこからこぼれ落ちてしまう資料も多数あると思う。それらを今回答のあった施設で漏らさず受け入れていくという認識でいいのか。
- 事務局(中島) 最終的には公文書館等を作らないと、他の展示施設と同様のレベルで展示していくことはできないと考えているので、難しいことだとは思いますが、公文書館を作ることも考えて進めていきたい。現状では研修棟などを利用して展示スペースを確保し、今後の課題として受け止め検討していきたい。
- 藤盛委員 長寿社会がさらに進むと、自分が保有している資料を特定歴史公文書等として行政に寄贈・寄託したいと考える高齢者も増えるものと推測される。そのため、寄贈や寄託に係るルールを定めることは必須ではないかと思われるので、検討してほしい。
- 池村会長 それでは、第16条について事務局に説明を願う。
- 事務局(西谷) (「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「特定歴史公文書等の利用請求およびその取扱い」について説明)
- 池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
- 斎藤委員 (特定歴史公文書等の)利用請求とは、情報公開請求とは異なるものなのか。
- 事務局(中島) 情報公開制度は現用の文書を対象とするものであり、利用請求は非現用の特定歴史公文書等を対象とするものである。

齋藤委員	現在は、存在する文書に対しては現用、非現用関わらず情報公開制度を用い、公文書管理条例ができた後は特定歴史公文書等はそちらの条例を適用するという事か。
事務局(中島)	秋田市情報公開制度で公開の対象となるのは、平成10年4月1日以降に作成された公文書のみであり、それより前に作成・保存された文書の公開については任意の情報提供となっている。積極的な情報提供を心がけてはいるが、制度的には制限されているため、この条例ができた後は情報公開条例の方も手直しを行い、現用と非現用についてはどちらも申請に対する行政処分として、諾否の応答や、不服申し立てに対する対応などを行っていく。
池村会長	言葉が違うだけで、請求する側から見ればどちらも手続き自体は同じであるということであろうと思われる。
齋藤委員	保存はこの条例によるものとし、見せるときは現用、非現用で根拠が変わるという解釈で良いのか。
事務局(中島)	新庁舎完成後は窓口を統一する予定であり、来所した市民には窓口職員が現用か非現用かを確認して適切に対応することとなる。
古谷委員	特定歴史公文書等は任意で開示されるのではなく、正式な申請手続きが必要となるのか。そうだとすると、せつかくの制度でありながら、利用する側から見れば利用し辛いイメージにならないか。
事務局(嶋)	まだ検討段階ではあるが、特定歴史公文書等については第23条で定めるように利用の促進に努めていくこととなるので、公開や教育現場での活用など必要に応じて任意開示の手段もあり得ると考えている。 公文書館と同様というわけにはいかないが、出せるものは出す、という考えで、見せることを前提としたものは難しい手続なしに利用させることを考えている。
池村会長	条例を作成する場合は、「展示その他の方法」などの標記にし、情報提供については「その他の方法」に含めるやり方などを検討してほしい。
渡辺委員	部分利用についてだが、利用者には簿冊目録を提示するのではなく、例えば簿冊の中の件名ごとに資料の目録を作成するなどして、見せられるものと見せられないものとを分かりやすく示し、利用希

望者が利用しやすい請求方法の検討をお願いしたい。

事務局(西谷) 現在歴史資料担当では、既に総合書庫内の議会資料について、明治22年から、議案ごとにまとめた目録の作成に取り掛かっている。

渡辺委員 条例を制定した場合、その条例を活用するためのマニュアルや逐条解説のようなものは作成されるのか。

事務局(嶋) 全ての条例に作成されるわけではないが、情報公開や個人情報などの条例では作成されているものもある。今回の条例についても作成することになると思われる。

渡辺委員 23ページの(カ)および(キ)については、国が定めているような内容をマニュアルの中で明記していただきたい。

事務局(嶋) まだ具体的なマニュアルの作成には至っていないが、条例の作成と併せてやっていきたいと考えている。

池村会長 地方独立行政法人については、利用の制限に係る規定等について秋田市情報公開条例の規定ともお互い連動し、活用していけるようそれぞれ改正していくのがよいのではないかと思われる。

事務局(嶋) 併せて検討していかなければならないことと考えている。

池村会長 他にないか。
ないようなので、第17条について事務局に説明を願う。

事務局(西谷) (「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「本人情報等の取扱い」について説明)

池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。

藤盛委員 病院における診療録とは、カルテのことを想定しているのか。

事務局(中島) カルテは医療法の中で保存年限が5年と法律で定められており、5年経過後保存される事例は極めて少ないものである。我々が想定しているものとしては、戦後のレッドページの対象者や赤線地帯で診察を受けた者の名前が書かれたものである。これらは請求があっても簡単には見せられない個人情報であるため、個別に判断が必要と思われる。

池村会長 では、廃棄されずに移管される診療録については、それほど量が存在する類のものではないのか。

事務局(嶋) 量については不明であるが、カルテについては存在する可能性は低いものであり、全体から見れば僅かと思われる。

池村会長 死者の情報を請求できるだけではなく、たとえば、特定歴史公文書等となった文書の中に存命する個人の情報を含むものがあり、それを肉親が請求する場合は考えられるか。秋田市の場合は死者の情報についても個人情報と認めているという事情がある。

藤盛委員 個人情報管理する病院にも様々なものがあるが、特定歴史公文書等となる範囲はいったいどこまでなのか。

事務局(嶋) あくまで「公文書」であるため、考えられる公共機関としては市立病院や保健所のみと思われる。ただし、何らかの事情で民間の医療機関で管理できなくなった文書が市に寄贈される、というケースは制度上あり得る。その場合は民間のカルテが特定歴史公文書等となる可能性はある。

事務局(中島) 医療過誤等の訴訟関係資料は必ず永年保存するものと定められているので、その訴訟関係資料の中にカルテ等が含まれている、というケースは考えられる。

藤盛委員 範囲については限定的であることは分かったが、公的機関以外の病院で保有する文書についてはどうなるのかはきちんと明示して欲しい。

池村会長 先ほども言ったが、秋田市個人情報保護条例11条の2との関係を検討して欲しい。また、26ページのオおよび個人情報保護条例第11条第3項第5号はどちらも死者の個人情報を扱うものであり、取扱いについて留意して欲しい。
他にないか。他にないようであれば、第18条について事務局に説明を願う。

事務局(西谷) (「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「第三者に対する意見書提出の機会の付与等」について説明)

池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。

齋藤委員	(1)では「できる」と規定し、(2)では「しなければならない」と規定しているようだが、(1)ではどういう場合ならする、しなくてもよい、という具体的な線引きについては考えているのか。
事務局(中島)	情報公開制度においては積極的に第三者の意見を求めることとしており、実際には照会をかけて意見を聞くことをなるべく広く行おうとするものである。こちらについても同様の取扱いとし、なるべく広く意見を求めることと考えている。
池村会長	他に質問はあるか。
古谷委員	情報公開の方で、実際に意見書の提出を求めて反対意見(公開しないで欲しい)が提出されたにもかかわらず、情報を公開した具体的な事例があれば教えてほしい。
事務局(佐藤)	反対意見が提出されることは時々ある。第三者が情報公開に対して反対意見を提出した事例について、開示が決定した場合には意見を提出した相手に通知を送付し、不服申し立てのために14日の期間を与えることとなっている。 第三者から、情報開示を行わないで欲しい、という申立は年に2、3件ある。
古谷委員	不服申し立てはどこに対して行うのか。
事務局(佐藤)	まだ不服申し立てがされたケースはないが、決定を行った担当課に対して不服申し立てを行うこととなっている。
古谷委員	不服申し立てがされたら、再度審査がされるという流れか。
事務局(佐藤)	そのとおりである。
事務局(中島)	なお、ほとんどのケースでは、反対意見が出たにもかかわらず公開せざるを得ない理由等を行政側が説明すれば、反対意見を出した第三者には納得してもらえたものである。
渡辺委員	特定歴史公文書等で第三者が関わってくる文書というのはどのようなものがあるのか。また、第三者の範囲についてもどの程度のものを想定しているのか確認したい。
事務局(嶋)	歴史公文書等となる文書の中には、最近まで公文書として扱われ

ていたが、比較的短い期間で特定歴史公文書等として移管され、まだ存命している者の情報が載っているものもあると考えている。そうした文書は、特定歴史公文書等になったからといって第三者に意見を聞かないわけにはいかないと思われる。

また、第三者の範囲については、一般の現行文書で言うところの「第三者」と変わらないものと考えている。

池村会長 第三者に関するもの、であれば良いと言うことか。

事務局(嶋) 第三者に関するものであれば良い。例えば祖先の事業に関する活動が書かれた場合は、該当する。

渡辺委員 例えば戦後の復興期について資料を調べたいと請求があった場合に、資料には本来の目的外の話として第三者のことも色々と載っているとと思われるが、その都度第三者に照会するのか。

事務局(嶋) 中に第三者の情報が載っていれば斟酌し、可能な限り意見を聴取するなどして、慎重に判断するものである。

渡辺委員 特定歴史公文書等の基本的な姿勢は利用したい人の要望には基本的に応えるという趣旨があり、一方では第三者にも意見を申し述べる機会を与えるという趣旨になるのか。

事務局(嶋) そのとおりであり、慎重に判断したいという趣旨である。

渡辺委員 今までは資料の公開を求めても、一つでも不適合な点があれば見せてくれなかったものが、今回は利用の請求に対しては基本的に応え、第三者にも意見を申し述べるチャンスを与えるということになるのか。

事務局(嶋) 第16条にも書かれているが、部分的な利用を規定し、公開できない部分を隠して見せるなどの工夫をし、できるだけ見せられるようにやっていきたいと思う。

池村会長 他にないか。それでは、第19条について事務局に説明を願う。

事務局(西谷) (「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「利用の方法」について説明)

池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。

渡辺委員	「写し」とは、撮影した写真のことを指すのか。
事務局(嶋)	基本的にはその通りであるが、他にもマイクロフィルムで撮影されたものがある。また、デジタルデータ化された文書を印刷したものの等も考えられる。ただし関連機器の整備には予算の関係もあり、現状ではどこまで行えるかは不明である。
池村会長	それでは、第20条について事務局に説明を願う。
事務局(西谷)	(「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「費用負担」について説明)
池村会長	ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
渡辺委員	確認だが、要するに、電子複写、コピー機は使えないということによいか。
事務局(嶋)	具体的なことは未定だが、国の運用でもやむを得ない場合はという規定がガイドラインにあったと思うので、全くといって使えないとは言わないが、基本的に時間が経過した古い紙に強烈な光を当てることは望ましくないので、直接光を当てるような複写機はできるだけ使用しないという方向ではある。
渡辺委員	私たちにとって、それは有り難いことで、当たり前なことなのだが、一般の市民の方にはなかなか理解しづらいところではないかと思う。そして、コピーができない場合、写真機を用いることになると思うが、デジタルカメラを設置しておいて、記録メディアだけ持って行けばデータを持ち帰れるサービスというのはいかがか。
事務局(嶋)	可能であればそういった方法もあるとは思いますが、今のところ検討していない。アイデアとしては良いものだと思うので、それも含めて検討する。
藤盛委員	今までに比べて歳入が減ってきている中では、利用者負担ということで、きちんと費用負担というのはしていただくべきだろう。 どんな媒体を使おうとそれが適切だ。ただ、現金の授受によって行うかどうかは工夫次第だ。したがって、最初からこの範囲では費用を負担してもらい、それが可能であるということをやったおけば問題ないと思う。

池村会長	それでは、第23条について事務局に説明を願う。
事務局(西谷)	(「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「利用の促進」について説明)
池村会長	ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
藤盛委員	利用の促進に関しては、基本的に異論はない。ただ、それによって混乱を招くようなことだけは避けて欲しい。つまり、25ページで先ほど申し上げた診療録等に関しても、別な機関がある中でどうやっていくかという方針をしっかりと打ち立てていただきたい。
事務局(嶋)	慎重に対応しなければいけないということについては、十分理解したので、その辺りも踏まえて検討を行いたい。
池村会長	それでは、第24条について事務局に説明を願う。
事務局(西谷)	(「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「移管元実施機関等による利用の特例」について説明)
池村会長	ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
渡辺委員	実際の利用に当たっては、一般利用者と同じ手続によって、同じ形式で利用することになるのか。
事務局(嶋)	国のガイドラインを参考にとということも考えているが、一定の手続はあるが、この場合に第三者照会等の手続は適用されないので、簡便という言い方が悪いが、内部的な手続でできるようにすることを考えている。
渡辺委員	質問の趣旨は、公文書を作った原課で移管したが、現在の仕事のために参照する必要がある場合、規制がないということだが、ファイルを持ち出して原課に置いて利用するということはないのかということである。ほかの利用者が目録を検索して見たい文書を要求しても、原課で使用中のため利用できないということはあってはいけないと思う。
事務局(嶋)	そのことについての詳細な検討はまだしていない。持ち出しをせざるを得ないことは想定していた。秋田市の場合、公文書は市長の管理になっており、公文書館という場所はなく、本庁舎の中で全て

の管理をする。利用者が来庁した場合、公文書は庁内にあるので、お待ち頂くことにはなるかもしれないが、場合によってはそこから持ってきて見ていただくことになる。複写物があればそれを見せることで足りるのではないかと考えていたが、委員の言うように、利用者が利用しにくくなるような持ち出しは制度上支障があることはそのとおりだと思う。検討させていただきたいと思う。

池村会長 いつになれば利用できるという指導はできると思う。事実上の時限開示といったところだろうか。

 それでは、第25条について事務局に説明を願う。

事務局(西谷) (「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「特定歴史公文書等の廃棄」について説明)

池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。

 文書の状態に着目し外形的側面から判断することを、法律のように「重要でなくなったと認める場合」とするのは、必ずしも適切だとは言い難い。可能であれば、もう少し妥当な表現を見いだしたほうが適切かもしれない。検討の余地があると思う。

 それでは、第26条について事務局に説明を願う。

事務局(西谷) (「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「保存および利用の状況の公表」について説明)

池村会長 それでは、第27条について事務局に説明を願う。

事務局(西谷) (「秋田市公文書管理条例(仮称)案の概要等について」に基づき、「利用等規則」について説明)

池村会長 ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。

渡辺委員 今まで、利用する場所については少し出てきたが、利用する時間についてはどうなるのか。規則で決まるのか。

事務局(嶋) 一般的には規則で決めることになると思う。公の施設などについても、その運用については規則で定めている。そもそも、秋田市は公文書館を持っていないので、開庁時間と合わせることになる可能性がある。その場合には、わざわざ規則で定める必要がないとも考えられる。ただし、運用上、利用者の不利益になることがないように配慮する。

渡辺委員	<p data-bbox="399 181 1398 414">その場合、普通に働いている人はなかなか利用できないのではないか。土日が閉まっているということは、勤務時間との兼ね合いで利用できないということがいずれ出てくると思う。その辺も是非視野に入れていただきたい。市民が利用できる本当の公文書館機能を果たしていただきたいと希望する。</p>
池村会長	<p data-bbox="399 470 1398 512">書面による請求に限られるものなのか。</p>
事務局(嶋)	<p data-bbox="399 568 1398 936">請求の方法をどうするかということについては検討をしている。歴史的な文書になると、タイトルや目録を見ただけで中身を把握できるものばかりではないので、一定のリファレンス機能を持たなければいけないだろうということを考えている。何度かやりとりをする必要がある場合もあり、場合によっては電子的なやりとりを行うことも含めて検討しなければならないという想定もしている。もっとも、公文書の利用は行政処分であり、手続は厳格に行わなければならないという側面もあるため、検討する時間を頂きたい。</p>
事務局(中島)	<p data-bbox="399 992 1398 1225">目録を公表することになっており、それはネット上で常に見られる状態になっている。来庁してから文書を探すということはたぶんないと思う。ネット上で検索し、目星を付けてから、問合せや相談をするという流れになるだろう。気軽に利用できるように、PRは行っていくつもりだ。規則に規定するかどうかは今後検討したい。</p>
藤盛委員	<p data-bbox="399 1281 1398 1697">34ページの廃棄に関する確認になるが、下から2行目の「外形的な側面からの判断に限定」という部分は、公文書館が存在せず、文書が分散している現状などを考えると、今後大変になっていくのではないかと思う。「限定」という言葉は、もう少し広げた書きぶりの方がよろしいのではないか。重要でなくなったものという部分をもっと広げていかないと、特定歴史公文書として残っていく物がかなりの蓄積量になっていったときに問題が生じるのではないか。強い書きぶりではないが、限定されるという書きぶりが果たして適切かどうかということに関しては検討の余地があると思う。</p>
池村会長	<p data-bbox="399 1753 1398 1986">先ほど事務局から説明があったが、原則は永久保存となる。そのため、廃棄はごく例外的な場合に限定される。よって、外形的な側面からの判断で限定的に廃棄するというのを、重要でなくなると表現することには疑問があるため、むしろ、範囲を狭めなければならないのではないか。</p>
藤盛委員	<p data-bbox="399 2042 1398 2085">将来的なことを考えた場合、原則永久保存ということも疑問だ。</p>

理想的であり、公文書館の設立も含めての話であれば分かるが、その辺はどのように考えているのか。

事務局(嶋)

現在の当市の文書管理方法については、永年保存文書という取扱いがあり、簿冊ごとに全て保存するというシステムを採用している。このシステムだと、確かにどんどん増えてしまうが、今後、この条例が施行された際に、規則等で定める予定だが、公文書の現用文書としての保存期間の世界標準だと思われる30年で廃棄するというルールを用いたいと考えている。廃棄の際、歴史的に重要なもののみを抜き取っていく方式になるので、今までのような勢いで増えていくことはないと思われる。とはいえ、増えていくことには変わりはなく、管理する場所の確保が大変になってくることはいずれある。そのため、電子化を進め、日常業務には電子文書を用い、原本はあまり取り出せなくても問題ないようにして保管しておき、庁舎内の文書量を減らしていく方向を採らざるを得ないと思う。以前よりは極端に増えないだろうということと、管理方法を工夫することで、当面はしのげると考えている。それ以上に増えた場合には、特別な施設を作らなければならないと思う。

池村会長

それは廃棄の問題ではないのではないかと。よく言われる30年ルールというのは、原則30年経過したら公開するというのではないのか。廃棄の話ではないはずだ。外交文書などがその例である。私見では、極力廃棄する文書の範囲は狭めるべきだと思う。

事務局(中島)

現在、ファイリングシステムの導入を検討している。導入後は、保存年限が文書ごとに決められており、簿冊につづられていないので、文書単位の廃棄と保存ができる。もっとも、現在の簿冊管理方式だと、永年保存の簿冊の中に1年保存や5年保存の文書が入っていることもあり得るため、これらの文書を今後どう取り扱うかも課題となっている。原則永久保存という立場は貫かなければならないと思っているが、かなり劣化が進んで読めなくなってしまった青焼や、東日本大震災時に配管からの水漏れにより判読も復元も不能なただの紙の塊になってしまったものなどを歴史的公文書として残しておく価値があるかという問題もある。ケースにより異なるが、何でもかんでも捨てられるというのには適さないケースも存在するため、なるべく残すという趣旨で「限定」という言葉を入れている。あくまでも廃棄するのは、「外形的な側面からの判断に限定」して、読めなくなったただの紙であるとか、かびなどで文書としての形を保てなくなったものを廃棄するに過ぎない。15条の規定のポイントの際に渡辺委員から指摘があったように、「歴史資料として重

要でなくなった」という言葉を法律と同じように残しておくのはいかがかというのが委員会の立場かと思う。その辺も含めて、表現の仕方、場合によっては例示の採用など検討したい。

池村会長

今の趣旨で納得した。

渡辺委員

「歴史資料として重要でなくなった」と認められるという表現は是非採らないでいただきたい。思い付きだが、現状の記録媒体として物理的に保存が困難になったとき、現状の記録媒体としてその媒体自体が物理的に保存が難しくなったとき、といった趣旨の規定ではどうか。

池村会長

そこは工夫次第であり、様々な表現方法があり得ると思う。万が一、内容を問題にするのであれば、公文書管理委員会といったところの了解を必要とすることになるだろうが、それが入り口になるのは妥当でないと考える。課長の発言内容が立法の方向性としては妥当だと思う。

石塚委員

27条の規定のポイント(4)で、「市長は、利用等規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと」というくだりがあるが、条例規則は公表するのが当然である。あえてこの条文を入れなければならない理由はあるのか。通常、条例を受けて規則を定める場合でも、このような規定はないはずだが。

事務局(中島)

27条の規定は、利用の促進を手続的に支えるための規定であって、規定を作りなさいという趣旨である。行政手続条例や行政手続法にもあるが、「公にしておかなければならない」という言葉と、「公表しなければならない」という言葉は、別の法令用語として使われている。本条は、「公にしておかなければならない」ではなく、「公表」という言葉を使っており、単に示す、単に窓口に置くというだけではなく、もっと積極的にインターネットや広報誌を使ってPRせよという趣旨が入っている。通常例規の類を掲示場に張り出して周知したという法律効果を認めるのとは違って、実際により実効性のある手続を採って市民に周知せよという趣旨で「公表」という言葉を使っている。

池村会長

「公にしておかなければならない」ということは、秘匿しないことを意味する。「公表しなければならない」というのは、求めがなくても積極的に知らしめることをいう。そういう仕分の発言だ。ただ、それはあまりにも役人的である。住民の利用を考えるならば、

積極的に公開することが望ましく、そういう意味では「公表しなければならない」と書いたのは正解だと思う。ただ、石塚委員が言ったのは、規則を定めたならば公表するのが当然で、あえて当然の理を条文に書き込むのはいかがなものかという質問だろう。確かに、国も書いているが、市長が定める規則と比べた場合に少し分かりにくい面があると思う。各行政機関の長が定め、それから各独立行政法人が定めるということで、なかなか世の中に分かりにくい面がある気はする。市の規則について、あえて公表するところまで大げさに言う必要はないだろうと思うが、それを言うならばむしろ、変更したときのことを考えたほうが良いと思う。作ったときに公表するのだから、変更したときも公表するとはいうものの、なかなか目に付きにくいという面はあるのではないか。そういう意味からすれば、屋上屋を架すようなことだが、制定したり、改正したときには、遅滞なく公表するというのを念のため書いておくというのもあり得ると思う。

石塚委員

全ての規則は、市民に積極的に公表するのが当然の義務であり、それとこの条例に基づく規則というのは、どういう形で差別されるのかというのが見えなかったので、確認がしたかった。

事務局(嶋)

規則という言葉を使っているが、法律上の形式や区分だけではなく、この制度を運用するためのルール一般を含んでいると解釈している。条例や規則、訓令であれば、黙っていても、掲示場への張り出しや公報への掲載など、様々な形で公表されるが、それ以外のものも含めて制度をきちんと周知するという趣旨である。画一的な規則のみの話ではないと解釈している。

池村会長

情報公開や個人情報保護の場合もそうだが、事務取扱要綱あるいは要領などについてもここに含める。住民が利用しやすくするために、全てオープンするという趣旨が込められているということではないか。

事務局(嶋)

国においても、規則や内規そのものを出しているが、具体的な手続をどうするかということは、かみ砕いた形でホームページに載せたりしているので、そういうことはしなければいけないと考えている。

事務局(中島)

国ではこのような略称を使っているが、むしろ「利用規則等」にして、要綱なども重要な部分の手続についてはきっちり知らせるといった趣旨で公表を義務付けるというような作り方にすれば、もう少し

し実効性がうまく説明できるかと思う。

池村会長

例えば、申請に対する処分には審査基準を設けるが、それをオープンにするのとは、多少違うのだと思う。何に利用の制限をかけるというのは、権利義務関係を定めるものであるから、条例、多少下ろしても規則止まりだと思う。あまり細則的なところで権利義務関係に及ぶようなものは出てこない。したがって、審査基準については当然オープンにされるのだから、条例案については、そういう話ではないのだと思う。手続等を分かってもらうため、一切合切オープンにしようという意味で、規則だけではなく、「規則等」という文言を盛り込むということには賛成である。

是非、実質論で考えていただきたい。

渡辺委員

14条の規定のポイント(1)、(2)のところだが、特に指定管理者などの歴史公文書の判断は誰がするのか。公文書が法人文書であれば、作った段階で将来的に重要かどうかを判断していくのが法律や条例の趣旨だと思うが、公的団体の場合はその網が直接はかからない。そのため、14条で市の側から働きかけて移管を受けるということになるのだと思うが、特に指定管理者の文書が本当に残るのか不安だ。なんとか保存を強化する方法はないか。

事務局(中島)

実務的には、所管の課所室が必ずあるので、そちらに文書法制課から指導する形で基準を示さなければならないと思っている。その手続の中に協定の締結などいろいろな手続を入れ、移管しなければならない文書が発生した場合には配慮して頂きたいということを所管の課所室から事前又は指定時伝えるような手続を入れればある程度周知できるのではないかと考えている。

事務局(嶋)

次回以降の検討になると思うが、公的団体の文書管理については市長が条例の趣旨にのっとった文書管理をして頂くように指導するという文言を検討しているところだ。これを根拠にして、指定管理をする協定などを取り交わす際などに、そういうことをしていただきたいということを指導することになる。

池村会長

整合性が取れるのであれば美しいのだろう。ただ、今の件は国で言えば、国の機関でありながら、立法府や司法府からの移管をどうするかという問題と同列的なところがある。法人格が別なのだから、ガイドラインを作って、これを強制していくということではないはずだ。結局は、独自性を認めながら、折り合いを付けていくことに終始すると思う。市の機関ではないのだから、その辺の整合性

は十分に考える必要がある。

事務局(中島) あくまでも、行政指導でお願いする形を採らざるを得ない。相手の任意の協力があって初めてこちらの思いがかなうと思われる。個別に相手方に理解して頂くよう努力して、場合によっては、特に市長が必要と認める場合は、公文書管理委員会にというのもあるので、そういった手続も踏みながら説得して、強制に渡らない範囲で協力していただくようにしたいと考えている。

池村会長 それでは、次に、議事の(4)「その他」について事務局から説明願う。

事務局(澤田石) 次回の開催予定について説明させていただく。次回第4回委員会を6月28日(木)午後2時30分より秋田市役所研修棟第5研修室において開催するのでよろしく願います。委員会資料は一週間前頃を目処に送付させていただく予定である。

池村会長 これについて質問等あるか。
なければ、事務局で他に何かあるか。

池村会長 ないようなので、3の「その他」に移る。何かあるか。

池村会長 ないようなので、以上で第3回秋田市公文書管理条例(仮称)検討委員会を終了する。